

「農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令案」及び「農林中央金庫法施行規則第百条の二の三第一項第一号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率（案）」についての意見・情報の募集について

令和8年4月28日
農林水産省経営局

この度、「農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令案」及び「農林中央金庫法施行規則第百条の二の三第一項第一号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

第221回国会において成立した「農林中央金庫法の一部を改正する法律」の施行に伴い、また農林中央金庫法（平成13年法律第93号）等の委任規定に基づき、別紙の案のとおり、命令及び告示にて必要な事項を定めることとします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省経営局金融調整課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省経営局金融調整課

4 意見・情報の提出上の注意

- ・ 提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- ・ 電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。
- ・ 提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります

5 意見・情報受付期間

令和8年4月28日～令和8年5月27日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・ 意見公募要領
- ・ 農林中央金庫法施行規則等の一部を改正する命令案
- ・ 農林中央金庫法施行規則第百条の二の三第一項第一号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率（案）